

## 「通行車両制限」のバイパス経由の出勤

丸 山 稜 人 (長崎市岩屋中学校)

7月23日は、所用のため午後から休暇をとり長崎市の浜の町にいた。用件が済んだのが17時30分頃であった。この日に限って寄り道せず帰途についた。途中で雨がひどくなり、車のワイパー越しに前方を確認するのが大変だった。もし、あの時あと1時間浜の町にいたら長崎大水害に遭遇していたことだろう。

何とラッキーであったことか。

帰途後、雨はますます烈しくなり、屋根からは雨水が滝のように流れた。

まもなくTVニュースで、つい数時間前までは何事もなかった浜の町や中央橋付近が大水害を受けている様子を放映しだした。全く信じられない思いで視聴した。

水害後は、友人や先輩のことが気がかりであったが電話は不通になりなす術もなかった。伝染病や食中毒の発生も気になり、また、私の身体が十分に健康でなかったので、防疫が完全に行われるまで水害地域には近づけなかった。

当時は、多良見町の喜々津中学校に勤務していたので、長崎バイパス経由で通勤していた。その長崎バイパスは道路損壊のため通行が不可能となった。水害後、通行できる道路は、県道長崎多良見線だけで、これは長崎→道の尾→大草→多良見→学校で、道路は紆余曲折し、その上、部分欠壊しているところに多くの車が溢れ、渋滞が続いていた。長崎から22kmの距離を2時間40分もかかって、やっと学校に着けたのは水害後一週間目の7月29日のことであった。

学校の被害はほとんどなく、床上28cmの水位があっただけで済んだ。

しかし、夏休みに入ったばかりだったので、

計画していた校区内の巡視や生徒たちとの接触による、非行の未然防止のための生活指導が十分に行えないことであった。出勤に2時間以上もかかるようでは、所期の目的を達成することができないので、学校長と相談した結果、長崎バイパスの通行許可証を発行してもらうことになった。

やっと復旧した長崎バイパスは、通行車両の制限があり一般車両の通行は禁止されていた。さっそく、長崎の浦上警察署へ行き事情を話したところ理解していただき、図のような緊のステッカー、つまり「緊急輸送車両確認証明書」の発行許可を得ることができた。

そのため、長崎バイパス経由で出勤でき、校区内の生徒指導のための巡視や、問題生徒との接触が平常時のように行えて、夏休中の生活指導が徹底した。そのためか本校においては生徒の非行がなかったのは幸いであった。

災害等の異常時における交通制限が実施される折には、今回のような臨機応変の処置を当局がなされることを、今後も望みたい。

